

遺言公正証書の有無検索について

昭和64年1月1日以降に作成した遺言公正証書は、どこの公証役場でも検索できます。
それより前に作成した遺言公正証書は、それを作成した公証役場でないと検索できません。

検索を依頼する場合の必要書類

1 公正証書遺言を作成したかもしれないと思われる方が亡くなっている場合

(1) 相続人が検索を希望する場合

- ① 遺言をしたかもしれないと思われる方の除籍謄本（死亡確認のため）
- ② 相続人と遺言をしたかもしれないと思われる方との関係を示す戸籍謄本
- ③ 検索を依頼する方の身分証明書（運転免許証、パスポート、官公署発行の写真付身分証明書）と認印

(2) 相続人死亡で、代襲相続人が検索を希望する場合

- ① 代襲相続人であることを証明する戸籍謄本

そのほか、(1)①③が必要です。

(3) 相続人ではない方が、自分が受遺者になっていると考えて検索を希望する場合

- ① 受遺者であることが想定できる資料及び説明（利害関係人か否かの判断に必要）

QA2参照

- ② 受遺者が親族である場合、戸籍謄本等

そのほか、(1)①③が必要です。

(4) 相続財産管理人が検索を希望する場合

- ① 依頼者が相続財産管理人であることを明らかにする家庭裁判所の決定

そのほか、(1)①③が必要です。

(5) 他人（司法書士等）や相続人ではない親族は、相続人の委任がなければ応じられません。

委任を示す次の書類が必要です。

- ① 相続人の遺言検索に係る委任状（相続人の実印が押印されたもの）
- ② 委任者の3か月以内の印鑑登録証明書
- ③ 代理人の身分証明書（運転免許証等）と認印

そのほか、(1)①②、又は(1)①、(2)①が必要です。

2 公正証書遺言を作成した方がご存命の場合、遺言者に限り謄本の請求ができます。

QA3参照

以上